

議案第32号

世田谷区児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例が改正され、東京都から幼保連携型認定こども園に係る事務が移譲されることに伴い、世田谷区児童福祉審議会に幼保連携型認定こども園に関する審議会としての機能を加える必要があるため、本案を提出する。

世田谷区児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

世田谷区児童福祉審議会条例（令和元年10月世田谷区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定に基づく合議制の機関として」を「並びに特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）第2条及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく区長の附属機関として、」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。